令和４年度

財政援助団体等監査及び随時監査報告書

渋谷区監査委員

㊞

４渋監発第４９号
令和５年３月１７日

渋谷区議会議長
殿
渋　谷　区　長

渋谷区監査委員　國　貞　美　和

渋谷区監査委員　吉　井　敏　昭

渋谷区監査委員　佐　藤　真　理

令和４年度財政援助団体等監査及び随時監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定に基づき、令和４年度財政援助団体等監査及び随時監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

なお、佐藤真理監査委員は、同法第１９９条の２の規定に基づき、渋谷区土地開発公社及び社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会に係る監査には関与していない。

第１　監査の概要

１　監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）第１９９条第７項の規定により、公金の適正な支出を担保することを目的として、渋谷区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を交付している団体の出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、出資、指定管理及び財政的援助の目的に沿った事務運営が円滑に行われているか等について監査する。

あわせて、同条第１項及び第５項の規定により、随時監査として、本年度の財政援助団体等監査の対象となった団体の所管部に対して、出資、指定管理並びに財政的援助に関する事務手続が適正かつ効率的に行われているか、所管部の指導監督が適切に行われているかなどについても監査する。

２　監査の対象

今年度の監査の対象は、次のとおりとした。

(1)　財政援助団体（補助金等を交付している団体）
(2)　出資団体（資本金、基本金等の４分の１以上を出資している団体）
(3)　債務保証団体（借入金の元利又は利子の支払を保証している団体）
(4)　公の施設の指定管理者（公の施設の管理を行わせている法人その他の団体）

３　監査実施団体

監査実施団体及び所管部の一覧

No.	団　体　名	区　分	所管部
1	一般社団法人渋谷未来デザイン	出資団体・財政援助団体	経営企画部
2	渋谷区土地開発公社	出資団体・債務保証団体・財政援助団体	経営企画部
3	渋谷区職員互助会	財政援助団体	総務部
4	富士屋ホテル株式会社・株式会社渋谷サービス公社共同事業体	指定管理者・財政援助団体	区民部
5	一般財団法人渋谷区観光協会	出資団体・財政援助団体	産業観光文化部
6	公益財団法人渋谷区文化・芸術振興財団	出資団体	産業観光文化部

7	しぶや文化創造グループ	指定管理者・財政援助団体	産業観光文化部
8	ＰＬＡＹ！　ＳＰＯＲＴＳ　ＳＨＩＢＵＹＡ　パートナーズ	指定管理者	スポーツ部
9	社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会	財政援助団体	福祉部・ 子ども家庭部
10	公益社団法人渋谷区シルバー人材センター	財政援助団体	福祉部
11	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合渋谷支部	財政援助団体	福祉部
12	社会福祉法人中都	指定管理者・財政援助団体	福祉部・ 子ども家庭部
13	社会福祉法人カメリア会	指定管理者	福祉部
14	社会福祉法人エンゼル福祉会	指定管理者	福祉部
15	特定非営利活動法人ヒューマンケアクラブストライド	財政援助団体	福祉部
16	社会福祉法人ちとせ交友会	財政援助団体	子ども家庭部
17	株式会社さくらさくみらい	財政援助団体	子ども家庭部
18	株式会社グローバルキッズ	財政援助団体	子ども家庭部
19	株式会社ベネッセスタイルケア	財政援助団体	子ども家庭部
20	株式会社パソナフォスター	財政援助団体	子ども家庭部
21	撫子保育園株式会社	財政援助団体	子ども家庭部
22	株式会社渋谷都市整備公社	出資団体・財政援助団体	土木部
23	京王バス株式会社	財政援助団体	土木部
24	しぶきたパートナーズ	指定管理者	土木部

４　監査の期間

令和４年８月２３日（火）から令和５年３月３日（金）まで

5　監査対象範囲

(1)　財政援助団体等監査

令和３年度及び令和４年度において渋谷区が行った財政援助団体に対する財政的援助等の出納、精算その他これに関連する事務並びに出資団体、債務保証団体及び指定管理者に係る事務。ただし、必要があると認めたときは、他の年度に及ぶものとした。

(2)　随時監査

本年度の財政援助団体等監査の対象団体（当該団体に対する財政的援助と同一の根拠に基づき財政的援助を受けている団体を含む。）等に対し、渋谷区が交付した又は交付する財政的援助について交付申請の収受から交付決定、精算に至るまでの事務並びに出資団体、債務保証団体及び指定管理者に関する事務（対象年度は令和３年度及び令和４年度)。ただし、必要があると認めたときは、他の年度に及ぶものとした。

6　監査の方法

対象団体ごとの事業実態等を踏まえた上で、試査の方法により、書類審査、関係者への質問等を行った。その際、一部の監査実施団体については、公認会計士の専門的知見を活用した。

7　監査の着眼点

財政援助団体等監査及び随時監査の着眼点は、次のとおりである。

(1)　財政援助団体

ア　団体

(ｱ)　事業計画書、予算書及び決算書その他の関係書類と所管部へ提出した交付申請書、実績報告書等は符合するか。

(ｲ)　補助金交付申請から実績報告までの手続は、適切に行われているか。

(ｳ)　補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

イ　所管部

(ｱ)　補助金等の交付額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

(ｲ)　補助金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。

(ｳ)　財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2)　出資団体

ア　団体

(ｱ)　定款、経理規程等の諸規程は整備されているか。

(ｲ)　設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(ｳ)　財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

(ｴ)　事業成績、財政状況は適正に財務諸表等に表示されているか。

(ｵ)　経営成績及び財政状態は良好か。

(ｶ)　会計経理及び財産管理は適切か。

イ　所管部

(ｱ)　出資者としての権利行使は適切に行われているか。

(ｲ)　出資団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切な指導監督を行っているか。

(3)　公の施設の指定管理者

ア　団体

(ｱ)　協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(ｲ)　公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

(ｳ)　公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

イ　所管部

(ｱ)　指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。

(ｲ)　管理に関する協定等は適正に行われているか。

(ｳ)　事業報告書の点検は適切に行われているか。

第２　監査の結果

1　概要

監査実施団体における財政的援助等に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿、関係書類の作成管理並びに所管部における財政的援助等の申請受理、審査、交付、精算等の手続及び内容等については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかし、共同事業体方式により運営されている公の施設の指定管理者の一部及びその所管部については、改善が必要な指摘事項が認められた。

なお、指摘事項には至らなかったものの、諸帳簿、関係書類等における軽微な過誤があったものについては、口頭により指導を行った。

（注）本報告書における財政援助等の金額は、特に記載がない限り、令和３年度の数値である。

２　団体別の監査の結果

(1)　一般社団法人渋谷未来デザイン

ア　事業の概要

渋谷区を拠点とし、渋谷に住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人など、渋谷に集う多様な人々のアイデアや才能を領域を越えて収集し、オープンイノベーションにより社会的課題の解決策をデザインする組織として、調査研究、計画立案、実践の推進及びこれらの支援等を行うことを目的とする。

また、その活動は渋谷で実証し、東京、日本、世界へ展開することで、社会全体の発展へつなげていくことを目指す一般社団法人であり、市民参加型のワークショップやシンポジウムの企画・運営事業等の事業を行っている。

イ　財政援助等の内容

出資額（基金の引受け）　70,000,000 円（平成 30 年 5 月 11 日支出）

職員人件費補助金　14,668,862 円

ウ　監査の結果

出資（基金の引受け）の目的に沿った事業運営、出納、その他の事務の執行については、おおむね適正に行われていた。

(2)　渋谷区土地開発公社

ア　事業の概要

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に基づき渋谷区が設立した団体で、渋谷区等の委託に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的とする。

イ　財政援助等の内容

出資金　5,000,000 円(昭和 50 年 10 月 31 日支出)

債務保証　5,072,137,000 円＋利子相当額

渋谷区土地開発公社事務費等負担金　810,958 円

渋谷区土地開発公社運用資金貸付金　6,708,673 円

ウ　監査の結果

補助金等及びその他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。ただし、当該団体の役員又は職員の兼職申請については、職員の兼業許可等に関する事務取扱規程（昭和４７年訓令甲第９号）により、事前承認を受けることになっているが、事後に行われていたため、所管部に対して、適正に処理するよう注意した。

(3)　渋谷区職員互助会

ア　事業の概要

渋谷区職員互助会に関する条例（平成１７年渋谷区条例第７６号）により、区に勤務する常勤職員及びこれに準ずる者の福利厚生の増進を図ることを目的として設置されており、弔慰金、祝金等の給付事業等を行う。

イ　財政援助等の内容

渋谷区職員互助会補助金　36,890,000 円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に行われていた。

(4)　富士屋ホテル株式会社・株式会社渋谷サービス公社共同事業体

ア　事業の概要

ホテル・ゴルフ場の経営、保養所運営受託等の事業を行う富士屋ホテル株式会社と行政との緊密な連携のもとに区民生活に直結したサービスを開発し提供することを目的として設立された株式会社渋谷サービス公社（渋谷区全額出資）との共同事業体であり、指定管理者として渋谷区立二の平渋谷荘を運営する。

イ　財政援助等の内容

指定管理施設　渋谷区立二の平渋谷荘

指定管理期間　令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

指定管理料　151,570,000 円（消費税含む）

指定管理事業施設運営支援金　2,160,000 円

指定管理事業施設運営補填金　540,000 円

ウ　監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務の執行については、おおむね適正に行われていた。ただし、次のとおり指摘事項が認められた。共同事業体解散時、指定管理終了時における資産及び負債の分担について、何ら取決めをした文書の作成は見受けられなかったため、今後、共同事業体間の基本協定にのっとり、協定書を締結するなどして所管部に報告するよう指導した。

また、渋谷区立二の平渋谷荘に係る現金出納簿と金庫内の現金額に事務処理上の差異が生じていたため、今後は改善するよう注意した。

(5)　一般財団法人渋谷区観光協会

ア　事業の概要

渋谷区及び関係団体と連携し、渋谷区の観光事業の振興を図るとともに、産業

経済の発展と文化の交流を通じ、都市の活性化と区民の豊かな生活に資することを目的とし、観光に関する調査研究等の事業を行う。

イ　財政援助等の内容

出資金　2,000,000 円（平成 24 年 4 月 25 日支出）

特別会員年会費　25,000,000 円

ウ　監査の結果

出資の目的に沿った事業運営、出納、その他の事務の執行については、おおむね適正に行われていた。ただし、定款及び経理規程において、公益法人会計基準に適合しない部分が見受けられたため、一致させるよう注意した。

また、前回監査において、旅費交通費及び交際費の領収書類について、その内容を明確に記録しておくよう指導したが、多くの部分で改善はみられたものの、今年度監査においても、記載されていないものが見受けられたため、今後は適正に処理するよう注意した。

(6)　公益財団法人渋谷区文化・芸術振興財団

ア　事業の概要

昭和５６年４月２０日に設立され、渋谷区を拠点とし、文化・芸術に関する事業を通じて、渋谷区民が幅広い知識と教養を身に着けることができるよう支援し、文化・芸術活動について一般社会の理解の増進に努め、もって文化の普及と発展に寄与することを目的とし、文化・芸術に関する知識及び教養の向上発展を図るための作品の展示等の事業を行う。

イ　財政援助等の内容

出資金　107,000,000 円（昭和 56 年 4 月 20 日支出）

100,000,000 円（昭和 62 年 5 月 22 日支出）

ウ　監査の結果

出資の目的に沿った事業運営、出納、その他の事務の執行については、おおむね適正に行われていた。

(7)　しぶや文化創造グループ

ア　事業の概要

株式会社東急コミュニティー、株式会社パシフィックアートセンター、株式会社サイオーを構成団体とする共同事業体で、文化総合センター大和田の指定管理者として、施設管理、文化ホール・区民学習センター及びプラネタリウムの運営等を行っている。

イ　財政援助等の内容

指定管理施設　文化総合センター大和田

指定管理期間　平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

指定管理料　162,128,783 円（消費税含む）

指定管理事業施設運営支援金　35,394,422 円

ウ　監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務の執行については、おおむね適正に行われていた。ただし、区と共同事業体間の基本協定書において共同事業体から再委託の申請が必要とされているが、年度途中の再委託について申請がされていなかったので、今後は注意するよう指導した。

(8)　ＰＬＡＹ！　ＳＰＯＲＴＳ　ＳＨＩＢＵＹＡ　パートナーズ

ア　事業の概要

株式会社渋谷サービス公社（代表企業）、美津濃株式会社及びミズノスポーツサービス株式会社で構成される共同事業体で、ひがし健康プラザ、代官山スポーツプラザ、猿楽トレーニングジム、区内３スポーツ施設の指定管理者として令和３年４月から施設管理、運営等を行っている。

イ　財政援助等の内容

指定管理施設　ひがし健康プラザ、代官山スポーツプラザ、猿楽トレーニングジム

指定管理期間　令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

指定管理料　334,534,583 円（消費税含む）

ウ　監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務の執行については、おおむね適正に行われていた。ただし、次のとおり指摘事項が認められた。

第１に、指定管理者から提出される収支計算書（指定管理料等分）の科目「構成企業への支出」について、代表企業から構成企業の一つである美津濃株式会社に対して支払われている金額が一括して計上されていた。

今後は、人件費、事務費、維持管理費等、資金・収支計画書に対応した科目で計上するよう指導した。

加えて、収支計算書（指定管理料等分）科目「構成企業への支出」に、区と指定管理者間で締結されている基本協定書において、区分して経理することが求められている自主事業分の一部が含まれて計上されていたため、令和４年度の収支計算書からは、収支計算書（自主事業分）に計上し、明確に区分するよう求めた。

第２に、共同事業体３者間で基本協定は結ばれているものの、年度協定は代表企業と美津濃株式会社との間でしか結ばれていなかったことにより、美津濃株式

会社の連結子会社であるミズノスポーツサービス株式会社に係る支出が明確でなかった。令和４年度の収支計算書からは明確にし、令和５年度からは年度協定も３者間で締結するよう求めた。

第３に、当該基本協定書において、指定管理者による管理業務の一部を再委託する際、区の承認が必要とされている。しかし、区への申請書類には、再委託先及びその業務内容等が掲載されておらず、複数の再々委託先及びその業務内容等しか掲載されていなかった。今後は、再委託先及びその業務内容等を記載し申請するよう指導したところ、事後に再委託申請書が区へ提出され、改善されたことを確認した。

なお、所管部に向けては、指定管理者に対して以上の事項について管理・指導を徹底するよう指導した。また、再委託先の申請がされていたにもかかわらず、承認の手続をしていなかったので、今後は承認の手続をとるよう指導したところ、事後に指定管理者からの申請を受けて、指定管理者に対して通知され、改善されたことを確認した。

(9)　社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会

ア　事業の概要

渋谷区に主たる事務所を置き、渋谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等の事業を営むことを目的としている。

イ　財政援助等の内容

【福祉部管理課分】

社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会運営補助金　87,289,329円

高村社会福祉基金活用事業(紙おむつ購入費助成事業)補助金　85,909,875円

社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会補助金　59,689,080円

（成年後見支援センター事業、ボランティアセンター運営事業等に係る人件費及び事業に要する費用としての運営費補助金及び事業費補助金）

【子ども家庭部保育課分】

高村社会福祉基金活用事業（保育室等補助）補助金　1,934,713円

【子ども家庭部子ども青少年課分】

社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会こどもテーブル運営事業補助金　58,451,687円

ウ　監査の結果

補助金等及びその他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。

(10) 公益社団法人渋谷区シルバー人材センター

ア　事業の概要

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供等の事業を行っている。

イ　財政援助等の内容

公益社団法人渋谷区シルバー人材センター助成　65,076,961円

ウ　監査の結果

補助金等及びその他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。

(11) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合渋谷支部

ア　事業の概要

この法人は、渋谷区に支部を置き、組合員の相互の連携を密にし、相互扶助の途を講ずるための事業等の事業を営むことを目的としている。

イ　財政援助等の内容

公衆浴場の季節事業に対する助成金　1,410,000円

渋谷区公衆浴場運営費助成　26,400,000円

ウ　監査の結果

補助金等及びその他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。

(12) 社会福祉法人中都

ア　事業の概要

当該団体は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行っている。

渋谷区の指定管理は次の２施設であり、指定管理協定は施設ごとに結んでいる。

・　渋谷区グループホーム笹塚認知症高齢者グループホーム

・　同高齢者在宅サービスセンター（認知症対応型通所介護）

また、保育園うさぎとかめの運営を行っている。

イ　財政援助等の内容

(ｱ) 指定管理施設：渋谷区グループホーム笹塚認知症高齢者グループホーム

指定管理期間　平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

指定管理料　　0円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制（＊1）の採用の有無　　あり

（＊1）利用料金制

公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度。利用料金は、条例で定める範囲内で、指定管理者が地方公共団体の承認を受けて定める。（自治法第244条の2第8・9項）（以下同じ。）

(ｲ) 指定管理施設：渋谷区グループホーム笹塚高齢者在宅サービスセンター

指定管理期間　平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

指定管理料　　0円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

(ｳ) 保育園関係補助金

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金　　11,780,000円

渋谷区保育所等における児童の安全対策強化事業補助金　　875,000円

ウ　監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務の執行については、目的に沿って、おおむね適正に行われていた。ただし、第１に、指定管理運営の基準を定めた業務基準書には、指定管理者は、施設管理日誌等を備え、日々、職員の状況や施設及び業務内容等を記録した施設管理日誌等を備える旨規定しているが、日誌等の備えがなかったため、今後は、備えるよう注意した。

第２に、施設の改修を当法人の責任及び費用負担において実施する場合は事前に区の承認を得る必要があるが、事後に承認を得ていたため、今後は協定書の規定にのっとり事前に区へ申請するよう注意した。

第３に、高齢者在宅サービスセンターの指定管理について、区との基本協定書に令和２年度に必ず専門評価機関等による第三者評価を受審し、その結果及び業務改善の状況について区に報告することとなっているが、受審していなかった。今後は、基本協定書に定められた年度に受審し、受審後は区へ報告するよう注意した。

(13) 社会福祉法人カメリア会

ア　事業の概要

当該団体は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した生活を地域社会

において営むことができるよう支援することを目的に、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行っている。

渋谷区の指定管理は次の５施設であり、指定管理協定は施設ごとに結んでいる。

- 渋谷区つばめの里・本町東特別養護老人ホーム
- 同高齢者在宅サービスセンター
- 渋谷区グループホームつばめの里・本町東
- 渋谷区恵比寿西二丁目高齢者在宅サービスセンター
- 渋谷区グループホーム恵比寿西二丁目

イ　財政援助等の内容

(ｱ) 指定管理施設：渋谷区つばめの里・本町東特別養護老人ホーム

指定管理期間　平成 30 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

指定管理料　　0 円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

(ｲ) 指定管理施設：渋谷区つばめの里・本町東高齢者在宅サービスセンター

指定管理期間　平成 30 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

指定管理料　　0 円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

(ｳ) 指定管理施設：渋谷区グループホームつばめの里・本町東

指定管理期間　平成 30 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

指定管理料　　0 円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

(ｴ) 指定管理施設：渋谷区恵比寿西二丁目高齢者在宅サービスセンター

指定管理期間　令和 3 年 3 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

指定管理料　　0 円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

(ｵ) 指定管理施設：渋谷区グループホーム恵比寿西二丁目

指定管理期間　令和 3 年 3 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

指定管理料　　0 円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

ウ　監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務の執行については、目的に沿って、おおむね適正に行われていた。

(14) 社会福祉法人エンゼル福祉会

ア　事業の概要

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び公益を目的とする事業を行っている。

渋谷区の指定管理は次の２施設であり、指定管理協定は施設ごとに結んでいる。

・渋谷区かんなみの杜・渋谷特別養護老人ホーム

・同高齢者在宅サービスセンター

イ　財政援助等の内容

(ｱ)　指定管理施設：渋谷区かんなみの杜・渋谷特別養護老人ホーム

指定管理期間　令和３年５月１日から令和８年３月 31 日まで

指定管理料　　０円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

(ｲ)　指定管理施設：渋谷区かんなみの杜・渋谷高齢者在宅サービスセンター

指定管理期間　令和３年５月１日から令和８年３月 31 日まで

指定管理料　　０円　　管理経費は利用料金で賄う。

指定管理施設における利用料金制の採用の有無　　あり

ウ　監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務の執行については、目的に沿って、おおむね適正に行われていた。ただし、第１に、小口現金出納帳の記帳が、購入と精算を別々に管理していたため、改善するよう注意した。

第２に、指定管理者が自己の費用等により調達した備品と区購入の備品が明確に区分して管理されていなかったため、改善するよう注意した。

第３に、同協定書において、事前に区の承認を受けた場合、指定管理による管理業務を再委託させることができる旨規定されているが、一部の再委託について申請がされていなかったため、今後申請をするよう注意した。

(15)　特定非営利活動法人ヒューマンケアクラブストライド

ア　事業の概要

主たる事務所を渋谷区に置き、障がい者が地域社会で生き生きと暮らせるよう、その地域生活支援に関する事業を行うとともに、地域社会におけるメンタルヘルスの問題に積極的に取り組むことによって、障がい者福祉及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

この目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等の事業を行っている。

イ　財政援助等の内容

渋谷区精神障害者支援事業運営費等補助金　10,973,260円

（運営費、施設確保費、加算補助、利用者定着支援費から成る。）

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。ただし、渋谷区精神障害者支援事業運営費等補助金交付要綱の別表で、利用者定着支援費の条件として、利用相談の実施状況及び利用体験の実施状況を記録する旨規定されているが、一部記録されていなかった。今後は要綱にのっとり記録するよう注意した。

(16) 社会福祉法人ちとせ交友会

ア　事業の概要

昭和４５年８月創業、平成９年３月に認可を受けた第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人で、岡山、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、福岡の各都道府県で、認可保育所のほか幼保連携型認定こども園等を運営している。

渋谷東ちとせ保育園、富ヶ谷ちとせ保育園及び参宮橋ちとせ保育園は、平成２９年４月に開園、はるの小川ちとせ保育園は、令和３年４月に参宮橋ちとせ保育園の分園として開園した。

イ　財政援助等の内容

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金

【渋谷東ちとせ保育園】	15,005,000円
【富ヶ谷ちとせ保育園】	9,920,000円
【参宮橋ちとせ保育園】	27,196,000円

渋谷区賃貸物件による保育施設の設置運営に係る賃借料補助

【渋谷東ちとせ保育園】	22,126,000円
【富ヶ谷ちとせ保育園】	20,677,000円
【参宮橋ちとせ保育園】	23,282,000円
【はるの小川ちとせ保育園】	40,227,000円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に行われていた。

(17) 株式会社さくらさくみらい

ア　事業の概要

東京都千代田区に本店を置き、保育園・託児所・ベビーホテルの経営ほか５事業を営むことを目的としている。

イ　財政援助等の内容

渋谷区保育サービス推進事業補助金

【さくらさくみらい西原】　1,409,000円

【さくらさくみらい上原】　1,111,000円

【さくらさくみらい笹塚】　2,030,000円

【さくらさくみらい初台】　1,818,000円

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金

【さくらさくみらい西原】　8,419,000円

【さくらさくみらい上原】　5,710,000円

【さくらさくみらい笹塚】　7,043,000円

【さくらさくみらい初台】　2,997,000円

渋谷区保育士等キャリアアップ補助金

【さくらさくみらい西原】　6,834,000円

【さくらさくみらい上原】　6,498,000円

【さくらさくみらい笹塚】　7,647,000円

【さくらさくみらい初台】　4,589,000円

渋谷区賃借物件による保育施設の設置運営に係る賃借料等補助

【さくらさくみらい西原】　12,716,000円

【さくらさくみらい上原】　11,844,000円

【さくらさくみらい笹塚】　21,439,000円

【さくらさくみらい初台】　22,085,000円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されていた。

(18) 株式会社グローバルキッズ

ア　事業の概要

東京都千代田区に本店を置き、保育施設の運営等の事業を営むことを目的としている。

イ　財政援助等の内容

渋谷区保育サービス推進事業補助金

【グローバルキッズ代々木上原園】　600,000円

【グローバルキッズ代々木八幡園】　1,234,000円

【グローバルキッズ幡ヶ谷園】　1,559,000円

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金

【グローバルキッズ代々木上原園】　5,589,000円

【グローバルキッズ代々木八幡園】　4,887,000円

【グローバルキッズ幡ヶ谷園】　8,557,000 円

渋谷区保育士等キャリアアップ補助金

【グローバルキッズ代々木上原園】　6,915,000 円

【グローバルキッズ代々木八幡園】　7,575,000 円

【グローバルキッズ幡ヶ谷園】　8,382,000 円

渋谷区賃借物件による保育施設の整備に係る賃借料等補助

【グローバルキッズ代々木上原園】　11,524,000 円

【グローバルキッズ代々木八幡園】　12,175,000 円

【グローバルキッズ幡ヶ谷園】　17,379,000 円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。ただし、渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金については、要綱上、「引越荷物の運搬代に係る費用」を対象とし、「エアコンの取付け、取外し等の経費を除く。」と規定されているが、補助対象経費が特定できる証拠書類等がなかったため、改善するよう注意した。

(19) 株式会社ベネッセスタイルケア

ア　事業の概要

東京都新宿区に本店を置き、有料老人ホーム事業の運営等の事業を行うことを目的としている。

イ　財政援助等の内容

渋谷区保育サービス推進事業補助金

【ベネッセ幡ヶ谷保育園】　5,782,000 円

【ベネッセ美竹の丘保育園】　10,373,000 円

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金

【ベネッセ幡ヶ谷保育園】　711,000 円

渋谷区保育士等キャリアアップ補助金

【ベネッセ幡ヶ谷保育園】　6,689,000 円

【ベネッセ美竹の丘保育園】　8,903,000 円

渋谷区保育所ＩＣＴ化推進事業補助金

【ベネッセ幡ヶ谷保育園】　176,000 円

渋谷区賃借物件による保育施設の設置運営に係る賃借料等補助

【ベネッセ幡ヶ谷保育園】　25,438,000 円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されていた。

(20) 株式会社パソナフォスター

ア　事業の概要

東京都港区に本社を置き、保育事業（認可・認証・事業所内等）、学童事業、託児サービス、教育研修等の事業を行っている。

イ　財政援助等の内容

渋谷区保育サービス推進事業補助金

【キッズハーモニー･NEWoMan】　3,024,000 円

【キッズハーモニー・よよぎの杜】　6,994,000 円

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業費補助金

【キッズハーモニー･NEWoMan】　5,790,000 円

【キッズハーモニー・よよぎの杜】　8,405,000 円

渋谷区保育士等キャリアアップ補助金

【キッズハーモニー･NEWoMan】　6,613,000 円

【キッズハーモニー・よよぎの杜】　13,459,000 円

渋谷区賃貸物件による保育施設の整備に係る賃借料等補助

【キッズハーモニー･NEWoMan】　6,572,000 円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていた。

(21) 撫子保育園株式会社

ア　事業の概要

認証保育所Ｂ型の保育施設で、零歳児（生後５７日から）から２歳児までの保育に欠ける乳幼児の保育を行っている。

当施設は、平成２３年１２月までは富ヶ谷において東京都・渋谷区助成金施設代々木の杜幼育園として運営しており、平成２４年１月に元代々木に移転、同年４月から認証保育所なでしこ保育園として運営している。平成２９年２月、株式会社を設立した。

イ　財政援助等の内容

渋谷区認証保育所運営費等補助　37,593,515 円

渋谷区保育力強化事業補助金　875,000 円

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金　2,566,000 円

渋谷区保育士等キャリアアップ補助金　4,585,000 円

渋谷区保育所等における児童の安全対策強化事業補助金　392,000 円

新型コロナウイルス感染症対応のための保育施設等臨時休園等に係る

利用者負担額軽減費用補助　164,640円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。ただし、渋谷区保育所等における児童の安全対策強化事業補助金について、実績報告書に添付された内訳表と領収書等の一部が一致していなかった。内訳表の記載漏れと、購入する際に値引きされているか値引き前の金額で請求されているかのいずれかであった。

後日、内訳表と領収書等が一致し、過払分が返還されていることを確認した。

(22) 株式会社渋谷都市整備公社

ア　事業の概要

渋谷区に本店を置き、駐車場の建設並びに管理及び運営事業等の事業を営むことを目的としている。

イ　財政援助等の内容

区の出資金等（令和4年3月31日現在）

持株数　120,000株

社債　3,933,000,000円

（うち、1年内償還社債　387,000,000円）

ウ　監査の結果

団体の事業は、出資の目的に沿っておおむね適切に運営されていた。ただし、団体の規程類において、発令されていない役職が記載されているなど、実態にそぐわない規程が見受けられたため、見直しをするよう注意した。

また、小口現金について、金庫保管現金額と現金出納簿に事務処理上の差異があったため、今後、そごが生じないよう注意した。

(23) 京王バス株式会社

ア　事業の概要

本社を東京都府中市（登記簿上の本店は、東京都多摩市）に置き、自動車による運輸業等の事業を行うことを目的としている。

補助金対象事業は、高齢者、障害者を始めとする区民生活の円滑化を交通面において支援し、利便性の高いまちの実現を目的とするコミュニティバス事業である。

イ　財政援助等の内容

渋谷区コミュニティバス事業補助金

【本町・笹塚循環　春の小川ルート】　50,005,000円

【丘を越えてルート（上原・富ヶ谷ルート）】13,628,000 円

ウ　監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。

(24) しぶきたパートナーズ

ア　事業の概要

東急株式会社、株式会社日建設計、株式会社ＣＲＡＺＹ　ＡＤを構成団体とする共同事業体で、渋谷区立北谷公園の指定管理者として、維持管理及び自主事業を行っている。

イ　財政援助等の内容

指定管理施設　渋谷区立北谷公園

指定管理期間　令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

指定管理料　　3,300,000 円（消費税含む）

ウ　監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務の執行については、おおむね適正に行われていた。

第３　総括意見

今年度の監査対象全般については、違法又は不当な支出は見受けられず、おおむね適正に執行されていた。ただし、次の点については、意見を述べる。

第１に、財政援助団体に対する補助金等の交付事務について、所管部における補助金等の使途の検証、証拠書類の確認が十分ではない事例が見受けられた。

自治法第２３２条の２においては、公益上必要がある場合において、補助をすることができる旨規定されている。

所管部は、一連の交付、精算等の事務手続の中で、補助金等の使途が、要綱等に規定された補助金等の交付目的に照らして、妥当なものであり交付要件を充足しているのかどうかについて、団体から提出された証拠書類、報告書類等により確認を行う必要がある。

以上のように、所管部が確認を十分に行うことで、事務処理上発生しうるリスクの軽減を図られたい。

第２に、出資団体の一部について団体の諸規程の一部に、会計基準と定款の間に、矛盾や不備が見受けられた。今後、所管部においては、法令、会計基準等の改正の動向を注視し、出資団体の規程類に係る必要な改正について的確な指導をされたい。

第３に、近年増加傾向にある公の施設の指定管理について、指定管理者が共同事業体である場合の問題点に触れる。

まず、共同事業体の各構成団体の一部に、受託事業者としての意識が残り、指定管理者としての認識が十分と言い難いものが見受けられたことである。これは、決算書類である収支計算書の科目が構成団体間で統一されず、共同事業体の中で代表企業から構成団体へ「委託」しているかと思われる科目を使用していたこと、代表企業と再委託先の事業者間の契約書に不適切な文言があったこと、再委託を行うにあたり必要な区への申請がなされていなかったことなどからしても明らかである。

この団体に対しては、所管部からは、指定管理に係る事務の管理及び指導を徹底するとの方針が示されている。しかしながら、指定管理に係る会計事務及び運営事務、とりわけ共同事業体に関する事項については、区として統一的な指針類を整備し、全ての指定管理者に対し一律の管理及び指導を行うことが肝要である。公の施設の管理を適正に行うため、指針類整備に向けた体制の構築を検討されたい。

次に、共同事業体解散時における資産及び負債の分担について、取り決めた文書を作成していなかった団体が見受けられたことである。共同事業体間で資産及び負債の分担を文書上決めてもらうことは、区の指定管理者に対する管理上重要なことであるから、所管部は、団体に対して、その趣旨を説明し、指導を行われたい。

さらに、公の施設の指定管理者が共同事業体の場合に限ったことではないが、指定管理料の使途については、証拠書類、団体からの報告書類等により、検証及び確認を怠らないようにされたい。

以上のことについて、今回監査の対象とならなかった所管部においても、区の事務事業に係る部分は、最終的に区が責任を負うものであるという認識の下、団体への指導を徹底されることを期待する。